

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先 山梨県、他3市

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンヤマナシケンシャカイフクシジギョウダン		
法人名	社会福祉法人山梨県社会福祉事業団		
法人所在地	〒	400-0833	
	山梨県甲府市西油川町117番地1		
フリガナ	ホリ アズサ		
書類作成担当者	堀 あずさ		
連絡先	電話番号	055-288-1018	
	E-mail	y-jigyodan-hp@yfj.or.jp	

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和7年度の加算の見込額	a)	100,151,544	円
② 令和6年度の加算のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	b)	0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	c)	100,151,544	円
④ (③の額以上となること。介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	d)	100,158,898	円

【記入上の注意】

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件 I (処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善) 【処遇改善加算 I ~Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件 I」の欄から転記			
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		32,559,510	円
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		40,402,440	円

【記入上の注意】

- 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2) 月額賃金改善要件 II (旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【処遇改善加算 I ~Ⅳ】

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件 II」の欄から転記			

**(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】**

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)



**(4) キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】**

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)



**(5) キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】**

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記



- 
- 
- 
- 

**(6) キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)【処遇改善加算Ⅰ】**

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記



**(7) 職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】**

介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。



#### 4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
<input checked="" type="checkbox"/>	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
<input type="checkbox"/>	令和7年度に繰り越す予定の額(2②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
<input checked="" type="checkbox"/>	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
<input checked="" type="checkbox"/>	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
<input checked="" type="checkbox"/>	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
<input checked="" type="checkbox"/>	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
<input checked="" type="checkbox"/>	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

○

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 7 年 4 月 11 日 法人名 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団  
代表者 職名 理事長 氏名 三井 孝夫

#### (確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		○
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		

3 介護職員等処遇改善加算の要件について			○
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	
(7)	職場環境等要件	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	

4 要件を満たすことの確認・証明		○
必要な項目が全て選択されていること		
誓約・記名が行われていること		

別紙様式2-2(処遇改善加算 個票)

提出先 山梨県、他3市

法人名 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団

【記入上の注意】  
・オレンジ色、ピンク色のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

処遇改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1.2.(3)の内数)	100,151,544	円
うち、処遇改善加算見込相当の1/2(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1.3.(1)(3)に転記)	32,559,510	円
うち、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額[円] (別紙様式2-1.3.(2)(3)に転記)	0	円

【記入上の注意】  
・改善後の賃金が年額440万円以上であることは、処遇改善加算による賃金改善額を含む金額で判断すること。

⑥キャリアバス要件IVについて(「令和7年度の算定予定」について)

改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	13
処遇改善加算I・IIの算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	7

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数(処遇改善加算を除く) [単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	令和7年3月時点の算定区分	加算率	令和7年4月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率(c)	算定対象月(d) ※通常は令和7年4月～令和8年3月	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c×d)	①月額賃金要件I		②月額賃金要件II		③・④キャリアバス要件I・II	⑤キャリアバス要件III	⑥キャリアバス要件IV	⑦キャリアバス要件V
		都道府県	市区町村											処遇改善加算IV相当の見込額の1/2	月額賃金要件Iを満たす	新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の処遇改善加算の見込額	月額賃金要件IIを満たす				
1	1971600489	山梨県	南アルプス市	特定施設入居者生活介護事業所 豊寿荘	特定施設入居者生活介護	396,122	10.14	処遇改善加算I	12.8%	処遇改善加算I	12.8%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	6,169,656	2,120,820	○			○	○	1	サービス提供体制強化加算I
2	1971600489	山梨県	南アルプス市	特定施設入居者生活介護事業所 豊寿荘	介護予防特定施設入居者生活介護		10.14	処遇改善加算I	12.8%	処遇改善加算I	12.8%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)						○	○		サービス提供体制強化加算I
3	1991600055	南アルプス市	南アルプス市	地域密着型介護老人福祉施設 豊寿荘	地域密着型介護老人福祉施設	894,087	10.14	処遇改善加算I	14.0%	処遇改善加算I	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	15,230,928	4,895,670	○			○	○	2	日常生活継続支援加算I又はII
4	1971600752	山梨県	南アルプス市	地域密着型介護老人福祉施設 豊寿荘	短期入所生活介護		10.17	処遇改善加算I	14.0%	処遇改善加算I	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)						○	○		併設本体施設において処遇改善加算Iの届出あり
5	1970200018	山梨県	山梨市	多床室小規模特別養護老人ホーム 桃源荘	介護老人福祉施設サービス	822,071	10.00	処遇改善加算I	14.0%	処遇改善加算I	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	13,810,800	4,439,160	○			○	○	1	サービス提供体制強化加算II
6	1970200646	山梨県	山梨市	個別ユニット型特別養護老人ホーム 桃源荘	介護老人福祉施設サービス	1,859,798	10.00	処遇改善加算I	14.0%	処遇改善加算I	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	31,244,640	10,042,920	○			○	○	5	サービス提供体制強化加算I
7	1970200539	山梨県	山梨市	桃源荘短期入所施設	短期入所生活介護	249,755	10.00	処遇改善加算I	14.0%	処遇改善加算I	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	4,195,920	1,348,680	○			○	○	1	併設本体施設において処遇改善加算Iの届出あり
8	1970200539	山梨市	山梨市	桃源荘短期入所施設	介護予防短期入所生活介護		10.00	処遇改善加算I	14.0%	処遇改善加算I	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)						○	○		併設本体施設において処遇改善加算Iの届出あり
9	1990200055	山梨市	山梨市	特別養護老人ホーム サララト 桃源荘 白川	地域密着型介護老人福祉施設	944,603	10.00	処遇改善加算I	14.0%	処遇改善加算I	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	15,869,280	5,100,840	○			○	○	3	日常生活継続支援加算I又はII
10	1970200588	山梨県	山梨市	サララト 桃源荘 白川 短期入所施設	短期入所生活介護	204,171	10.00	処遇改善加算I	14.0%	処遇改善加算I	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	3,430,080	1,102,500	○			○	○		併設本体施設において処遇改善加算Iの届出あり

